

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要は次のとおりであり、同条第六項の規定により、これを縦覧に供する。

平成二十年二月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 意見の対象となった届出

平成十九年岡山県公告第四一二号で公告された大規模小売店舗の新設に関する届出

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ岡山大安寺店

所在地 岡山市大安寺南町二丁目三九一―五ほか

三 意見の概要

- 1 東方面への退店経路のうち、市道大安寺南町二十三号線は、車道幅員が狭い箇所が二メートル程度しかなく車両の通行が困難であるため、経路として設定しないこと。
- 2 東方面への退店経路のうち、市道大安寺南町北長瀬表町線を北進する経路については、本線の渋滞時には側道からの車両の合流が困難なので、直接信号交差点に出られる市道高柳西町十六号線を使用した経路と併用するよう検討すること。
- 3 東方面への退店経路のうち、市道大安寺南町北長瀬表町線を南進する経路については、側道に一方通行規制があり車両の進入はできないので、経路として設定しないこと。代替経路として、市道高柳西町十六号線を使用した経路又は市道北長瀬東 町四号線を西進する経路を設定すること。
- 4 市道北長瀬東町四号線を利用する東方面への退店経路は、幹線道路に出るまでの距離が長くわかりにくいいため、駐車場内に見取図入りの案内看板を設置し、十分な周知に努めること。
- 5 県道川入巖井線と市道大安寺南町四号線との交差点の押しボタン式信号が、感知式に変更される計画であれば、東方面への退店経路については、来店した経路から退店するのが自然であるので、同交差点経由を主とするよう改めること。
- 6 店舗立地に伴う平日の交差点の交通処理能力への影響が不明であるので、休日について検討したのと同じ地点において検討し、その結果を示すこと。また、休日の来客ピーク時間を午後三時台とした根拠を提出すること。

四 意見を述べた日 平成二十年二月七日

五 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十年二月十五日から平成二十年三月十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課